

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる経済的負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることとなりました。給付対象となる可能性のある方に対しては8月上旬に申請書をお送りする準備を進めています。具体的な申請方法、手続などは、「広報ひの」8月号および町ホームページでお知らせします。



臨時福祉給付金

給付対象者

平成26年1月1日に住民基本台帳に登録され、平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない人。ただし、平成26年度市町村民税が課税される人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者は給付の対象外となります。

支給額

給付対象者1人につき1万円
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者は5千円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

給付対象者

平成26年1月1日に住民基本台帳に登録され、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者は対象外です。

支給額

児童手当支給対象児童1人につき1万円

※実際の申請・支給時に中学校を修了している場合でも、平成26年1月分の児童手当の対象となっていない人は、子育て世帯臨時特例給付金の対象となります。
※平成26年1月2日以降に生まれた方は対象外です。

「給付金」を装った詐欺

なにごとに注意ください！

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」の発生が懸念されています。被害にあわないよう、次のことにご注意ください。

◎町や厚生労働省、滋賀県の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◎ご自宅や職場などに町や厚生労働省、滋賀県などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、警察署または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

◆問い合わせ先

福祉課 ☎6573

●福祉医療費受給券をお持ちの方へ

現在、お持ちの福祉医療費受給券は、有効期限が平成26年7月31日となっています。

8月以降も引き続き受給資格に該当する方には、7月下旬に新しい受給券を送付します。なお、新しい受給券がお手元に届いていない場合や住所・氏名などに誤りがあった場合は、すぐに住民課保険年金担当までご連絡ください。

*新たに対象になる方等、申請・更新の手続きが必要な方には個別に申請書等を送付しますので、必要書類を添えて手続きをお願いします。

乳幼児(小学校就学前のお子さん)の受給券は、10月に更新となります。



●福祉医療費助成制度が拡大されます

滋賀県福祉医療費助成制度が改正されたことに伴い、住民税非課税世帯に属する方が対象となる低所得老人、および、ひとり暮らし高齢寡婦の制度が、平成26年8月1日から変更となります。

【対象年齢】 65歳から69歳まで → 65歳から**74歳**までに拡大

【自己負担割合】 65歳から69歳まで：**2割** ※ただし、誕生日が昭和24年8月1日までの方は、経過措置により1割となります。

70歳から74歳まで：**1割** ※ただし、高齢受給者証により1割負担となる方については、福祉医療制度の対象となりません。

変更点

◆提出・問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571